

京都市告示第548号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年3月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 平成26年3月22日 午後2時
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小塩山大原野線	西京区大原野北春日町865番地地先から	旧	メートル 888.90	メートル 14.50 ~ 38.90
	同区大原野西境谷町一丁目2番地の1地先まで	新	888.90	14.50 ~ 38.90

(建設局土木管理部道路明示課)